

個人番号（マイナンバー）の取得について

○個人番号は、国民健康保険法に基づき、被保険者から取得することになっております。

（平成28年3月10日の組合会で規約を改正。医師会報No.545 P.71参照）

○平成28年12月1日から新加入する方から、受付時に個人番号を取得することとしました。

住民票と保険証コピーに加えて、個人番号の確認書類が必要になります。

下記の確認書類のうち、1点を添付して下さい。

第1種組合員については、身元確認書類も必要です。

<新規に取得届をする方について>（医師国保組合が確認すること。）

- ・ 第1種組合員（医師）⇒番号確認と身元確認が必要
- ・ 第2種組合員（従業員）⇒番号確認が必要（身元確認は、第1種組合員が行う）
- ・ 第1種組合員の家族 ⇒番号確認が必要（身元確認は、第1種組合員が行う）
- ・ 第2種組合員の家族 ⇒番号確認が必要（身元確認は、第2種組合員が行う）

○本人確認の書類等

本人確認の書類等		番号確認 (正しい番号であるかの確認)	身元確認 (番号の持ち主に相違ないことの確認)
主な 確認 書類 等	①個人番号カード	○（裏面の写し）	○（表面の写し）
	②個人番号・通知カード	○（表面の写し）	×
	③運転免許証	×	○（表面の写し）
	④パスポート	×	○（表面の写し）

○今後、個人番号が特定個人情報になり手続きなどを厳格に行う必要があり、申請書類の個人番号は、申請時に事務局が記入することとし、加入者には、「個人番号通知カードの写し」など、個人番号が判る書類を無地封筒に入れ、封・割り印をして添付していただき、事務局が開封、記入します。

○「加入手続きに関する規程」と「新申請書類」をネットに掲載しました。

- ・ 「山梨県医師国民健康保険組合被保険者の加入等の手続きに関する規程」
- ・ 「申請書類の様式の変更（個人番号記入欄あり）」

<既に組合員（被保険者）になられている方について>

○平成28年11月18日付けで、「組合からの重要なお知らせ」として、「平成28年度被保険者（後期組合員含む）資格確認調査（平成29年1月中送付予定）を実施します。」と「個人番号（マイナンバー）の一斉収集を実施します。」を、第1種組合員（第1種後期組合員）宛てに送付してありますので確認して下さい。

山梨県医師国民健康保険組合被保険者の加入等の手続きに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、規約第7条及び第7条の2の規程に基づき、加入等に必要な手続きを定めることを目的とする。

(新規加入の申込)

第2条 新たに第一種組合員になろうとするものは、別に定める加入に関する届け及び必要書類を組合へ提出しなければならない。

(追加加入の申込)

第3条 第一種組合員及び第一種後期組合員は、第二種組合員等を組合に加入させようとするときは、別に定める加入に関する届け及び必要書類を組合へ提出しなければならない。

(資格喪失)

第4条 第一種組合員及び第一種後期組合員は、被保険者が資格を失ったときは、喪失に関する届け及び必要書類を組合へ提出しなければならない。

(住所・氏名の変更)

第5条 第一種組合員及び第一種後期組合員は、被保険者の住所・氏名に変更があったときは、別に定める変更に関する届け及び必要書類を組合へ提出しなければならない。

(届出等の期限)

第6条 組合に提出する届出書等は、事由の発生から14日以内に行わなければならない。

(資格の審査)

第7条 理事長は、加入資格等の審査のため、住民票(世帯全員及び世帯主との続柄が記載されているもの)、被保険者証の写し及び個人番号を確認できる書類等の写しの提出を求めることができる。

(個人番号の取扱)

第8条 第一種組合員及び第一種後期組合員が、第二種組合員等に関する届出等を組合に提出する場合、第一種組合員及び第一種後期組合員は個人番号利用事務の委任を受けたものと見做す。

(その他の事項)

第9条 この規程に定めるほか、加入等の手続きについて必要な事項は、理事会で定める。

附 則

1. この規程は、平成28年12月1日から施行及び適用する。